

地方財政の確保・充実を求める意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、物価高対策など、多岐にわたる役割が求められている。

こうした増大する行政需要に対応し、地域の実情に沿った行政サービスを担っていくためには、さらなる地方財政の充実・強化が必要である。

よって、国においては、下記の事項について格段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 物価高の影響の長期化により対策を講じる場合は、国において統一的に対策を講じることを基本とし、地方公共団体が必要とする財源の全額を確保すること。
- 2 国民の税負担の軽減のため、所得税の基礎控除額などを引き上げる場合は、地方公共団体の税収入の減収分を補填する代替財源を確保すること。
- 3 平成13年度の地方財政対策で時限的な措置として導入された臨時財政対策債については、期限である令和7年度までに廃止し地方交付税に復元すること。
- 4 常態化している地方交付税の地方財源不足については、過去に発行した臨時財政対策債の償還財源を含めて、臨時的な措置による対応ではなく、税源移譲やさらなる地方交付税の法定率引上げ等により抜本的な解消を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年12月25日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)
衆・参両院議長

宛て